

平成26年12月定例会 総務委員会（事前）

平成26年11月26日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時35分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、長池委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、10月29日から3日間、横浜市で開催されたスマートシティウイーク2014において、人口減少社会の設計図等について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の12月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】 な し

児嶋警察本部長

私から最近の治安情勢と主要施策の取組状況について御報告します。

まず、治安情勢については、10年連続で減少している刑法犯認知件数は引き続き減少傾向にあり、本年10月末現在で3,926件と、昨年同期と比べて1,012件、率にして20.5%減少しています。

一方、昨日現在の交通死亡事故の死者数は28人であり、昨年同期と比べて13人、率にして31.7%減少しています。

治安水準を示す二大指標である刑法犯認知件数と交通事故死者数について、その減少率はいずれも徳島県が全国第1位であり、県警察の目指す安全安心を誇れる徳島県の実現に向け、着実に成果を挙げています。

しかし、特殊詐欺、ストーカー、危険ドラッグ、南海トラフ地震など、取り組むべき課題は多く、引き続き的確な対処に努めてまいります。

次に、主要施策5項目の推進状況について御報告します。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

10月末現在の自転車盗、車上ねらいなどの街頭犯罪の認知件数は1,279件であり、昨年同期と比べ、27.1%減少しています。

県警察では、引き続き犯罪の発生状況や不審者情報の分析、重点的なパトロール、被害防止のための情報発信などを強化するとともに、地域住民が行う自主防犯活動を積極的に支援し、身近な犯罪の徹底抑止に努めてまいります。

ストーカー事案については、被害者の安全確保を最優先とし、予断を持たず、事案の危険性及び切迫性を客観的に判断し、ストーカーに厳しく対応しています。

10月末現在のストーカーへの対応は、文書警告17件、禁止命令2件、ストーカー規制法違反、傷害等での検挙11件です。

特殊詐欺については、県内における被害額は、10月末現在で約2億7,300万円であり、昨年同期と比べ、約1億8,500万円減少しています。四国四県で被害額が昨年より減少しているのは徳島県だけです。

しかしながら、全国的に見れば過去最悪であった昨年のペースを大きく上回っており、事態は深刻化しています。

そこで、県警察では、犯行グループの中核被疑者に対する捜査、被害実態や犯行手口の情報発信を強化するとともに、金融機関、宅配事業者等と連携し、例えば、だまされてしまったとしても現金を取られないための仕組みづくりに取り組んでいます。

先般も金融機関の方々に自己宛小切手の活用による被害防止をお願いしたところであり、引き続き、検挙の力と関係事業者との協働による各種対策によって特殊詐欺を抑止してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

10月末現在の殺人、強盗などの重要犯罪の認知件数は44件であり、検挙人員は30人、検挙率は90.9%です。この検挙率は、全国第4位の高さを誇っています。

具体的には、9月定例会以降、徳島市秋田町のコンビニエンスストアにおける強盗未遂事件のほか、強制わいせつ事件などを相次いで検挙しました。

重要犯罪の発生は地域住民にとって大きな脅威であることから、その抑止に力を注ぐとともに、事件を認知したときは、早期検挙に向けた迅速かつ的確な捜査を展開してまいります。

危険ドラッグについては、県庁の薬務課等と連携し、危険ドラッグの危険性・違法性を理解してもらうための情報発信を強化しています。

また、10月には、危険ドラッグを製造し、インターネットを介して県内の乱用者らに販売した県外居住の男を薬事法違反で検挙しました。危険ドラッグのネット販売業者の摘発は全国初です。

薬物乱用は、社会の安全を脅かす重大犯罪であることから、引き続き、関係法令を駆使した取締りを徹底するとともに、行政処分による道路交通の場からの早期排除、関係機関

と連携した情報発信を強化してまいります。

暴力団対策については、本年11月、県内に本拠を置く六代目山口組三代目心腹会の幹部を詐欺で検挙しました。

同会は、本年5月に三代目体制が発足したばかりであり、組織固めが十分でないこの時期は、同会壊滅の絶好の機会です。引き続き、総合的な暴力団対策に取り組んでまいります。

第47回衆議院議員総選挙については、11月22日に警察本部及び各警察署に取締本部を設置したところであり、不偏不党かつ厳正公平な違反取締りを徹底してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

交通事故については、県内では発生件数、死者数とも昨年より減少しているものの、依然として子どもや高齢者の尊い命が失われています。

このため、県警察では、歩行者妨害、飲酒運転などの悪質運転者の取締りや高齢者への反射材の配布、安全で安心な交通環境の整備等を進めています。

今後、日没時間がますます早くなるにつれて、薄暮時間帯や夜間における事故が増加する可能性が高くなることから、悪質運転者の取締り、薄暮時間帯から夜間にかけての交通事故防止対策などを一層強化してまいります。

また、12月10日から始まる年末年始の交通安全県民運動では、官民一体となった対策を強力に推進し、交通安全と事故抑止の機運を高めてまいります。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化です。

南海トラフ地震をはじめとする自然災害に対しては、迅速かつ的確な対処ができるよう活動拠点の整備及び機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練等を実施してまいります。

また、自然災害だけでなく、テロ等の事態をも想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等関係機関との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいります。

第5は、事態対処能力と警察組織基盤の強化です。

県警察では、県民の信頼と期待に応える警察活動を確実に遂行するため、職員の規律と士気を高めるための教養や業務の合理化と効率化、女性の視点を一層反映した警察運営など、警察機能を最大限に発揮するための取組を進めています。

また、急速な世代交代を踏まえ、実戦的な総合訓練や研修等を実施するなど、若手警察官の育成や早期戦力化のための取組を強化しています。引き続き、事態対処能力と警察組織基盤の強化に努めてまいります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況について御報告いたしました。

本年も残すところ1か月余りとなりました。

県警察としては、本年における治安の急速な改善を来年以降も確実なものとするため、対策の手を緩めることなく、安全安心を誇れる徳島県の実現に向かって邁進する所存です。

委員の皆様方には、引き続き御指導を賜りますようお願いしまして、私からの報告とさ

せていただきます。

薄墨首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が3件でございます。

お手元の説明資料1ページを御覧ください。

1件目は、平成26年8月5日、警察本部生活安全部少年課員の運転する捜査用車両が店舗駐車場で後退中、駐車中の車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額14万4,543円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成26年8月29日、徳島東警察署員の運転するパトカーが、警らのためパトカーを発進させたところ、パトカーを後方から追い抜き前方に進入しようとした相手車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額4万7,556円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成26年9月10日、警察本部交通部交通企画課員の運転する公用車両が駐車場で後退中、駐車中の車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額14万7,000円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、今回報告のあった分に関しまして、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、専決処分についてですけれども、損害賠償の額が決定したということで、毎回報告を受けているわけですが、県警察のほうではパトカーやバイクなどが大体何台あるのか、また、今までの交通事故の推移についてお伺いしたいと思います。

薄墨首席監察官

車両の保有台数につきましては、毎年若干上下はいたしますが、平成26年10月末現在でパトカーが162台、四輪が322台、二輪車305台の合計789台でございます。

また、公務中の交通事故についてでございますが、専決処分の報告をさせていただいて

おりますのは、平成23年に11件、平成24年に13件、平成25年に15件、本年におきましては8件という状況でございます。

岸本委員

例えば、今回の報告の3番で、公用車両が駐車車両に衝突したといった、ちょっとした不注意のものも少なくないように聞いているのですが、これらの事故の原因をどのように分析しているのですか。

また、多くの業務用車両を保有している企業などと比べ、県警察という組織の中での事故の割合についてはどのように分析しているのか、過去の事故の分析等々を踏まえ、簡単に結構ですので説明していただけますか。

薄墨首席監察官

職員の交通事故発生原因で最も多いのは、安全不確認により車両などと接触する事故、続きまして、後退中、後方不注意による事故、そして、前方不注意による追突などの事故といった順になっております。また、年代的には若年層の事故が多く、運転が未熟なことのほか、運転の機会が多いのも一因と考えております。

次に、一般企業等との事故より多いか少ないかといった割合でございますが、これにつきましては車の運用状況、あるいは走行距離、職員の勤務形態などの要因とも関連する問題でございますので、単純な数字の比較は非常に困難であると認識しているところでございます。

しかしながら、交通事故を防止しまして、安全運転を指導する立場にある警察におきまして、職員が交通事故を起こすことはやはり恥ずべきことであり、また、その形態によりましては、警察に対する県民の皆様の信頼の低下を招きかねないものであると認識しております。事故ゼロを目指す不断の努力が必要であると考えております。

岸本委員

例えば、県下全体の車両の事故割合に対してどうかといった比較は出来ますか。保有台数が何台あって、年間の事故件数や事故率がどれくらいで、警察と比べてどうかといったことはわかりますか。

薄墨首席監察官

今、委員お尋ねの県下の登録台数と事故とを計算してみましたら、県下の登録台数を分母としまして、県内の一年間の事故件数を分子にして算出いたしますと、平成25年中にありましては、一般車両につきましては4.84%となります。これを先ほど申しました専決処分報告の警察車両について計算しましたら、1.88%という状況でございます。

岸本委員

特に、警察官としての注意義務が求められていると思うのですが、事故を起こした職員に対し、一般の減点より重たい処分といったものが科せられるのですか。

薄墨首席監察官

事故を起こした処分でございますが、基本的には一般の方と同様でございます。もし人身事故を起こした職員に過失が認められる場合、自動車運転過失致死傷罪として立件しまして、一般の方と同様の刑事処分と行政処分が科せられますし、また、物損事故に関しましても法令違反が伴うようなものについては、一般の方と同様に立件するようにしているところでございます。

岸本委員

最後になりますが、県の行動計画の中では交通マナー先進県を目指すとありますが、今後の職員の事故防止に向けてどのようにしていくのか。今後、委員会での報告の際、こういったことが起きないようにどのように取り組んでいくのかということについても御所見を頂きたいと思えます。

薄墨首席監察官

事故防止に向けた取組ということでございますが、県警察におきましては、職員の交通事故防止につきまして平素から指導しているところでございます。特に、緊急車両を運転する者に対しましては、運転技能検定等の特別の研修を実施しております。また、公務中に過失割合の高い交通事故を起こした職員を対象にしまして、運転適性検査、学科試験、実技試験指導及び反省検討会を内容としました交通事故防止実践塾を受講させ、交通事故防止の総合教養といったものを行っております。

その他、署長会議等におけます交通事故防止に関する指示や各警察署等の巡視による指導、安全運転呼称を徹底させるための教養ビデオというものを作成して配信したり、職員事故の状況といったものを分析しまして教養資料として発出するなど、交通事故の防止に努めているところでございます。

更に、各所属単位でも運転適性検査の実施、あるいは自動車教習所コースを活用した体験型訓練の実施、若手警察官に対する二輪車訓練の実施など、各所属におきまして創意工夫を凝らした交通事故防止対策を実施しているところでございます。

警察職員にとっては事故がないことが基本になろうかと思えますので、今後とも事故防止につながるような各種対策を続け、事故ゼロを目指したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中山委員

質問する予定ではなかったのですが、交通死亡事故の死者数が28人で、前年同期と比べて31.7%も減少ということで、非常に敬意を表したいと思えます。やはり、日頃か

ら立哨活動，また，セーフティラリーなど，交通死亡事故の撲滅についてかなり積極的に推進していただいている結果ではないかと思えます。

そこで，この28人の年齢別人員について教えていただきたいと思えます。

笠井委員長

小休します。（10時58分）

笠井委員長

再開します。（10時59分）

澤口交通部長

昨日までの28名について説明させていただきますと，28人中16名が高齢者の方で，57.1%でございます。また，16歳から24歳の若者は1名であり，やはり高齢者の方が半数以上を占めているところでございます。

中山委員

やはり高齢者がかなりの高い確率で死亡しています。なぜこのようなことを聞くかと言いましたら，つい先日，小松島市で少し認知症気味の高齢者が軽トラックに乗ったまま行方不明になりました。徳島県警と高知県警とでネットワークを駆使していただき，事なきを得た。少し衰弱していたので入院しただけで，命に別状もなく，無事救出されたということで，本当にお礼を申し上げたいと思えます。その家族の方から，くれぐれも警察の方にお礼を言ってくださいとのことでしたので，質問をさせていただきました。この16人のうち，認知症の疑いがあるのは何人かわかりますか。

笠井委員長

小休します。（11時00分）

笠井委員長

再開します。（11時00分）

澤口交通部長

現在のところ，認知症の方については把握しておりません。

中山委員

今後，ひょっとしたら出てくる可能性もあると思えます。ですから，その辺の体制について，どういう強化が出来るのかということは少し難しいと思えますけれども，やはり免許証の返納ももっと強化していくべきではないかと思えます。事前委員会ですのでこれく

らいにしておきますけれども、その辺のところもしっかりと取り組んでいただいて、是非とも悲願の30人を切るよう、交通事故死亡者抑制を目指していただきたいと思います。

もう一点、先ほどの岸本委員の質問にありました専決処分の報告ですが、毎回減らないということで、よく言われることが、緊急車両の運行というのは、例えば、交差点に入るとか、追い抜いていくとか、渋滞の中をすり抜けていくとき、周辺車両に対しての周知をどのようにしているのでしょうか。当然、赤色灯を回し、音を出していると思うのですが。

澤口交通部長

やはり二つの要件がございます、一つはサイレンを吹鳴すると。二つ目は赤色灯を回します。そして、交差点におきましては、おおむねマイク放送で注意を呼びかけております。例えば、交差点に入ります、前方の車両は注意してください、停まってくださいということで、交差点に入る前には安全を確認して入っております。また、特に速度について注意すると、緊急車両が走行することによって第三者が他車と、あるいは歩行者と事故を起こさないようにも注意しております。

中山委員

もし交差点に進入するとき、パトライトを回さず、サイレンも鳴らさず、注意喚起もせずに入ることは有り得るのでしょうか。

澤口交通部長

原則的にはないと思います。原則を言えば例外もあるのかと言われたら困りますが、原則ございません。交差点では必ずサイレンと赤色灯の二つの要件を満たしていなければ緊急走行、緊急車両としての要件はありません。

中山委員

交通の模範となる警察車両がサイレンも鳴らさずに交差点へ進入している、赤信号を無視しているといった風評もあります。今の世ですから、フェイスブックなどで聞かされるときがあります。そういうこともあるということで、十分気を付けていただきたいと思います。そういったことから事故につながると思いますので、再度、そういうことがないようにしていただきたいと思います。原則的にはないとおっしゃっているのですから、もう一回、そういう事例はないのか確認していただいて、もし有った場合は嚴重注意をしていただき、SNSなどに発信されないように十分気を付けていただきたいと思います。

松崎委員

今、本部長のほうから、県警の取組についての報告がありました。認知件数や交通死亡事故なども減少傾向にあるということで、県警としての取組に感謝を申し上げたいと思います。その中で、特殊詐欺の関係もかなり下がってきているといった報告も頂きました。

私ども県議会としては、詐欺でないで条例を作り、増え続けてきた高齢者をねらった詐欺被害の防止に取り組んできたところですが、詐欺でないで条例が作られた以降、県警としての特徴的な取組について紹介していただければと思います。また、件数も下がってきているということで、大変良いことだと思います。新聞報道によると、他県では増えており、大金を持っていかれることもあるようです。条例が出来て、効果が出ていると思いますけれども、もし、この間の県警としての取組の中で課題が出ているのであれば、示していただきたいと思います。

小倉生活安全部長

特殊詐欺に関する取組等についての御質問でございます。

特殊詐欺につきましては、先ほど本部長からも本年10月末現在で被害額が約2億7,300万円ということで、前年同期と比べまして減少している状況でございますが、依然として高額の被害が出ており、県警としてもいろいろな取組に努めているところでございます。

基本的には、先ほど委員からの御質問にございました徳島県の振り込め詐欺等の被害防止に関する条例、いわゆる詐欺でないで条例に基づきまして、県や事業者等との連携を密にいたしまして、関係機関、防犯ボランティアとも連携いたしまして、金融機関や宅配事業者等の関係機関、団体との連携強化による水際対策を実施しております。また、高齢者に対する被害が多く発生しておりますので、高齢者を中心とした被害防止のための情報発信活動といったものにも努めております。そして、犯人グループが犯行に使っております携帯電話などの犯行ツールを無力化するための犯行ツール対策にも取り組んでいるところでございます。その他、犯罪グループを検挙していくことも非常に重要でございますので、検挙にも努めており、検挙と予防対策の両面対策に取り組んでおります。

課題等についてでございますが、犯罪グループは新たな犯罪手口も次々に行っておりますので、こういった新たな犯罪手口に対しては、やはり手口を周知徹底していくことが非常に重要であると考えております。引き続き高齢者を中心として、被害防止のための情報発信活動が課題であると考えております。

松崎委員

県警の皆さんもいろいろなボランティアや各市から御協力いただいて、抑制は出来ているようですが、金額的にはまだ2億を超えている状況であります。テレビなどを見ている高齢者や認知症の方がねらわれ、被害者になりやすい状況であります。是非、引き続き、しっかりとした取組をお願い申し上げたいと思います。

それから、二つ目でございますが、9月議会にも少し話題として上り、他の関係部局にもお聞きしたわけですが、エボラ出血熱等について不安が広がっていることがありますので、県警察の態勢についてお伺いしたいと思います。

徳島県の場合、国際空港ではないということで、徳島阿波おどり空港へ直接入ってこられる方はないと思いますけれども、関西空港であったり、羽田空港や成田空港から経由し

で徳島県に入ってくるということで、エボラ出血熱の疑いがある海外渡航者の対策をしっかりとしなければならぬと思います。検疫やいろいろな機関のチェックもありますが、それから漏れた人については、そこから二次感染の可能性も出てくると思いますし、先ほど申し上げたように、県知事部局としては、徳島大学などを中心として感染症対策をしっかりと対応するという御答弁が9月議会であったと思うのですけれども、こういった機関と連携しながら、県警のほうではどのような態勢で臨んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

西岡警備部長

エボラ出血熱の感染防止に向けた県警の態勢でございますが、既に報道されておりますとおり、10月に東京でエボラの疑いがある患者が出たと。結果的には陰性でございましたけれども、これを契機といたしまして、県警におきまして、万が一、県内でエボラ出血熱の感染者、また、疑いのある者も含めて発生した場合、感染拡大防止に向けて医療機関、あるいは保健所等の行う様々な対策がスムーズに進むよう、知事部局等の要請に基づきまして、検体でありますとか、あるいは感染者等の方々を搬送する際に迅速な支援が出来るための連絡窓口を設定するなどの準備を進めているところでございます。

内部的にはですね、全警察署に対してまして、感染防止の資機材の保管状況の確認、それから、これらの着脱訓練を実施するよう指示を出すなど、準備を進めているところでございます。

松崎委員

今、少し話がありましたけれども、もしも感染者が出た場合、その感染者を保護するとか、感染の拡大を防止するために警察官の方が出動されるのかということと、出動する場合、感染する危険性もあろうかと思うのですけれども、今現在、感染防止のためのいろいろな各種装備を整えているのか質問いたします。

西岡警備部長

感染者が発見された場合の措置でございますけれども、県内で感染者もしくは感染の疑いのある者が発見された場合の警察活動としては、大きく分けて二つの段階を考えております。

まず、第一義的には、先ほど申しましたように、県知事部局等から、あるいは医療機関などから、要請に基づきまして、感染者でありますとか、その疑いがある人、あるいは検体等を車両で輸送する場合、警察車両を使い、緊急車両で先導するなどの支援を行います。

次に、状況にもよりますけれども、感染者もしくは感染の疑いのある者の自宅、あるいは診療を受けた医療機関等におきまして、混乱が生じたりするなどの不測の事態の発生、または発生するおそれのある場合、警戒活動あるいは交通規制等を実施することになるかと思っております。

そして、今現在の警察における感染防止の装備の関係でございますけれども、今回のエボラ出血熱に関しましては、症状が出ている患者の体液等に直接接触するというので、感染経路はウィルスが傷口あるいは粘膜から侵入されると言われております。そこで、感染防止の措置に当たる警察官自身が感染してしまったのはいけないと。感染しないように防護服等の感染防止資機材を準備しているわけでございますけれども、現在のところ、県警が新型インフルエンザ等の感染症に備えて防護服あるいはゴーグル等の対策用セットを警察本部で約500セット、全警察署で約2,000セットを配備済みでございます。

そして、先ほど申しましたように、これらの着脱訓練を行っているような状況でございます。

松崎委員

お話があったとおり、いろいろな形で対応しなければならない県警の皆さんが二次感染的になったら大変であります。防護服等々も備えているということで、感心したところでございます。ただ、今後も治療の方法のない、相当の確率で亡くなるといったエボラ出血熱であったり、また、新型インフルエンザが出たり、家畜については口蹄疫や鳥インフルエンザが発生する可能性があるかと思っております。今、お話があったように、関係機関との連携、また、素早い対応が求められていると思うのですが、感染症であったり、伝染病といったことが地球規模で展開されることがあって、県民は大変不安がっているところもあるかと思っております。そういった世界的な伝染病の感染症対策等について、県警としてどのような基本方針を持っているのか、お伺いしたいと思います。

西岡警備部長

ただいま御質問がございました感染症等のパンデミックに対する県警の対応ということでございますが、御指摘のように、こういったパンデミックが発生した場合、蔓延が始まれば、一般的には途中で押さえ込むのは非常に困難であるということで、一般的に感染あるいは蔓延のスピードをいかにコントロールするかが大事だと言われているところでございます。

例えば、今回のエボラ感染症対策もさることながら、これまでに鳥インフルエンザや口蹄疫対策など、様々ございましたけれども、これらについては、その都度、対応の手順が示されておりまして、一応理論的にはこれらの手順に沿って対応したらいいということでございます。

ただ、委員御指摘がございましたように、これから何が起こるかわからないようなことに対する我々の備えということでございますけれども、一般的には、平成25年6月に政府が発表しております新型インフルエンザ等対策政府行動計画が作られておりまして、これが基本となって、国あるいは自治体、それから事業者、国民等が協力いたしまして、それぞれの分担業務が示されているわけございまして、一般的にはこういったパンデミックに対する対応はできるものと考えております。

そこで、警察の役割ということでございますけれども、この行動計画の中では、警察に対しまして、混乱による不測の事態を防ぐための医療機関の周辺での警戒とか、あるいは混乱に乗じて発生する犯罪の取締り等が求められているところでございます。したがって、警察としましては、これら関係機関と連携いたしまして、的確かつ迅速に対処してまいりたいと思います。

ただ、この際、補足しておきたいことがございます。それは、警察は確かに政府の示した行動計画に定めた内容を忠実に実行すればそれで良いというものではないと考えております。すなわち、警察の果たす役割というのは、これだけに留まらず、感染が拡大して社会全体が落ち着きを失いそうになったときでも、例えば、犯罪が起きればそれを処理する、あるいは交通事故が起きれば処理するといった、昼夜を問わず、地域をパトロールしたり、住民の生活相談といったものにも対応しなければならないということでございまして、このような社会の住民の安全安心のための活動を維持することが、正に社会に対する国民の信頼を根幹のところ支えまして、引いては、国民の冷静な対応につながるものと考えているところでございます。どうぞ、その点を御理解を頂きたいと思っております。

松崎委員

先ほど、本部長から県警として対応されている報告を頂きました。そして、現状として、県民の治安や安全安心というものがかなり担保されるようなこともなされているとお聞きして、安心いたしました。

逆に、今申し上げたように、地球規模の感染症や伝染病などが、いつどういう形で現れるかわからないという状況になっていますので、その辺につきましては、引き続き、県警としての対応をしっかりと、県民の安全安心を守っていただけるようお願いを申し上げたいと思っております。

木南委員

今、松崎委員のほうからも発言がありましたように、先ほど本部長のほうから治安情報等、各般にわたる報告をしていただいたわけではありますが、県民の治安維持あるいは警察力の充実を我々は応援しております。

昨今のニュース等を見ても、乳幼児に対するいじめ、あるいは高齢者同士のいじめ事件等を耳にするわけではありますが、乳幼児に対する暴力、あるいは老人に対する暴力というのは、DVという一括りでは片付けられないような気がします。徳島県の現状について把握して、報告していただけるのであれば、示していただきたいと思っております。

笠井委員長

小休します。（11時25分）

笠井委員長

再開します。（11時26分）

小倉生活安全部長

恐れ入りますが、今、統計資料を持ち合わせておりませんので、付託委員会で報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時26分）